

東大阪市立新博物館整備事業に関する官民対話調査結果

令和8年10月6日（火）

東大阪市人権文化部文化室文化財課

1 調査実施の経緯

本調査は、東大阪市立新博物館整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するに当たり、実施方針の公表前において本事業の事業条件（業務範囲、リスク分担、工期、施設整備・維持管理運営内容等）に関し、民間事業者から幅広く意見及び提案を求め、事業及び事業者公募の条件に反映することを目的とし実施しました。

2 調査の実施スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和8年7月6日（月）
事前質問票の提出期限	令和8年7月27日（月）
個別対話の実施	令和8年7月29日（水）～8月5日（水）
調査結果概要の公表	令和8年10月6日（火）

3 調査の参加者

業種	参加者数
設計・建設企業	10
展示企業	4
維持管理企業	4
運営企業	4
その他企業	5
合計	27

4 事業者意見の概要（主なご意見）

1. 本事業の基本スキームについて
(1) 事業の範囲・リスク分担等について
・官民の役割分担や責任境界を明確にすれば、現行の事業範囲は概ね妥当という意見があった。 ・業務分担、要求水準、費用負担区分は、認識齟齬が生じないよう整理すべきという意見があった。 ・展示品毀損や技術革新等のリスク分担を明確化すべきという意見があった。 ・物価高騰や市場実態を踏まえ、適切な事業費確保と物価改定条件の具体化が必要という意見があった。
(2) 事業期間等について
・施設整備、開館準備、維持管理・運営の各期間は、概ね妥当という意見があった。 ・埋設物対応や枯らし期間、働き方改革等を踏まえ、施工期間を十分確保すべきという意見があった。 ・開館準備期間が長期に及ぶため、業務範囲、費用負担、支払方法を明確化すべきという意見があった。
2. 施設整備計画等について
(1) 施設整備計画等の前提について
・既存基礎、残置杭、残置物、擁壁、地盤、測量図等の情報開示を求める意見があった。 ・既存杭や配管等の撤去範囲、忠魂碑移設時の条件・費用負担を明確化すべきという意見があった。 ・学校・住宅への影響を踏まえ、工事時間、安全対策、近隣説明等の条件整理が必要という意見があった。 ・大型車両規制を踏まえた工事車両動線や、屋外広場等の利用条件を示すべきという意見があった。
(2) 導入機能の配置・階層構成・諸室計画について
・交流・共用機能を低層、展示・収蔵機能を上階に置く基本構成は概ね妥当という意見があった。 ・来館者、職員、文化財の動線分離は、安全性や維持管理効率の面で有効という意見があった。 ・床荷重、温湿度、遮音、防音、照度、内装等の要求水準を明確化すべきという意見があった。 ・諸室面積や配置は一定の幅を持たせ、事業者提案の余地を確保すべきという意見があった。

(3) 収蔵庫について ・収蔵品の重量、数量、特殊形状、保管方法、使用頻度等の条件提示を求める意見があった。 ・什器、床耐荷重、耐火性能、棚仕様、扉や点検口等の施設条件を明確化すべきという意見があった。 ・温湿度、枯らし、化学物質対策、調湿材、フィルター等の必要水準を示すべきという意見があった。 ・保存環境を確保しつつ、24 時間連続空調等の過剰仕様は避けるべきという意見があった。
(4) 展示計画について ・想定する展示計画は、現状の展示面積でも実現可能という意見があった。 ・展示室や展示ケースの仕様、数量、性能、免震、照度、温湿度等を明確化すべきという意見があった。 ・展示素材の提供有無、映像・CG 制作の要否、展示手法の条件を示すべきという意見があった。

3. 開館準備業務について
(1) 開館準備業務について ・開館前から広報、イベント、関係構築を計画的に行うことは、利用促進に有効という意見があった。 ・開館準備業務として求める業務範囲、内容、費用負担区分を明確化すべきという意見があった。 ・文化財移転時の搬入・養生支援の役割分担や、プレイベント・広報の規模・回数規定を再検討すべきという意見があった。 ・デジタルマップ等は、地点数、更新頻度、システム水準、所掌を明確化すべきであり、業務に含めることへの要否の再検討が必要という意見があった。

4. 維持管理業務について
(1) 維持管理業務について ・収蔵庫、展示室、展示ケース内等の清掃範囲、頻度、仕様を明確化すべきという意見があった。 ・光熱水費は実費精算や一定期間の市負担など、負担方法を整理すべきという意見があった。 ・修繕・更新費は、1 件又は年間の上限額や更新年度を事前に示すべきという意見があった。 ・専門設備の運転管理や温湿度管理は、責任所在を踏まえ業務範囲を整理すべきという意見があった。

5. 運營業務等について
(1) 運營業務全般について
・ 民間の企画力、広報力、イベント運営力を活用できる業務範囲の整理が有効という意見があった。 ・ 必要人員、兼務可否、業務回数、展示監視体制等の具体的条件を明確化すべきという意見があった。 ・ 市直営部分と民間支援部分の境界、専門的支援の水準を整理すべきという意見があった。 ・ 学芸員資格者や民間館長の要否、指揮命令系統を明確化すべきという意見があった。
(2) 展示・公開業務について
・ 特別展、企画展、常設展の実施主体と事業者の業務範囲を明確化すべきという意見があった。 ・ 展示更新について、対象面積、費用割合、周期、対象機器等を定量化すべきという意見があった。 ・ 施設整備段階と運営段階のどちらで求める業務かを区分すべきという意見があった。
(3) 教育普及業務について
・ 子ども向け展示や体験・イベントは、リピーター獲得の観点から重要という意見があった。 ・ 学校訪問、アウトリーチ、館外活動等の業務ボリュームが多く、官民分担を再検討すべきという意見があった。 ・ 学術内容や学校教育連携は市、事業者は調整・広報支援を担うべきという意見があった。 ・ 館外活動を多数求める場合は、車両確保、人員体制、費用負担へ配慮すべきという意見があった。
(4) 協働・交流業務について
・ 市民パートナーの募集、教育、日常管理は、業務ボリュームが多く、官民分担を再検討すべきという意見があった。 ・ 市民パートナーの活動について、謝金の有無や管理体制等の条件を整理すべきという意見があった。 ・ 実施内容は事業者決定後に市と協議し、柔軟に調整可能とすべきという意見があった。
(5) 情報公開業務について
・ 広報・プロモーションは民間、学芸専門領域は市が担うことが望ましいという意見があった。 ・ デジタル化の対象範囲、物量、既存システムとの連携範囲を明確化すべきという意見があった。

見があった。 ・ 広報媒体、実施期間、効果分析水準について、事前に条件を示すべきという意見があった。 ・ 研究成果の公表や学芸員執筆記事等は、官民の業務分担を明確化すべきという意見があった
(6) 運営事務業務について
・ 利用料金制又は使用料制のどちらでも対応は可能だが、施設の特性上、収益の確保が難しいため、使用料制が望ましいという意見があった。 ・ 使用料制の場合は、手数料負担者、契約名義、事後精算方法を明確化すべきという意見があった。 ・ ワークショップやイベント開催など、自主事業の実施は可能だが、収益性を前提とした事業設計は慎重な検討が必要という意見があった。
(7) ミュージアムショップ運営および民間収益事業の提案可能性について
・ 販売代行か自主事業か、費用負担、収入帰属、再委託可否等を明確化すべきという意見があった。 ・ 基本的には独立採算型の運営は成立が難しい。小規模な運営が現実的で、行政財産使用料や賃借料の減免など、負担軽減策も検討すべきという意見があった。 ・ グッズ製作は人件費や在庫リスクが大きく、小規模物販や販売委託等で負担軽減すべきという意見があった。 ・ 独立採算が困難となった場合の撤退条件等を柔軟に設定すべきという意見があった。

6. 参画意向等について
(1) 参画意向、その他について
・ 事業費、改定基準、リスク分担、業務範囲が適正であれば参画性が高まるという意見があった。 ・ 参加資格要件は過度に限定せず、幅広い事業者が参画しやすい条件とすることが望ましいとの意見があった。

5 調査結果を踏まえた今後の方針

本調査では、民間事業者の皆様から、新博物館整備事業の事業スキーム、業務範囲、事業条件、維持管理・運営の考え方について、幅広くご意見をいただきました。その結果、基本的な事業スキームについては一定の参入意向が確認され、官民連携手法による事業化の可能性が見込まれることが分かりました。

一方で、物価高騰や市場実態を踏まえた事業予算の確保や適切な物価改定基準の採用に加え、開館準備期間中の業務範囲・支払方法については、事業者の参画しやすさや事業実現性に配慮した条件整理が必要との意見が得られました。

また、敷地の前提条件の開示や、公開承認施設とするための要求性能の明確化、デジタルマップの作成業務や市民パートナーの管理業務の官民の役割分担、イベントやプログラムの具体的条件の明確化、利用料金制の採否、ミュージアムショップの運営手法等についても、事業者の予見可能性を高める観点から、早期に整理すべき事項として意見が示されました。

今後は、これらの調査結果を踏まえ、公募資料等に反映し、事業条件や管理運営仕様、事業スキームの検討を進めてまいります。

以上